

(証券コード6267)  
平成29年10月4日

株主各位

愛知県北名古屋市宇福寺神明65番地

**ゼネラルパッカー株式会社**

代表取締役社長 梅 森 輝 信

## 第56期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第56期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますて、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年10月24日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年10月25日（水曜日） 午前10時
2. 場 所 愛知県北名古屋市宇福寺神明105番地  
当本社南館3階会議室  
(末尾の「株主総会会場のご案内」の略図をご参照ください。)

### 3. 目的事項

- 報告事項
1. 第56期（平成28年8月1日から平成29年7月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第56期（平成28年8月1日から平成29年7月31日まで）計算書類の内容報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

- 第4号議案** 監査等委員である取締役4名選任の件  
**第5号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件  
**第6号議案** 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件  
**第7号議案** 役員退職慰労金制度廃止に伴う取締役及び監査役に対する退職慰労金打ち切り支給の件  
**第8号議案** 役員賞与支給の件  
**第9号議案** 取締役（社外取締役、非業務執行取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

以 上

- 
- ◎ 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表、計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.general-packer.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集通知の添付書類には記載しておりません。なお、会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類のほか、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表となります。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.general-packer.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 第56期 事業報告

(平成28年8月1日から  
平成29年7月31日まで)

### I. 企業集団の現況に関する事項

#### 1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、個人消費に持ち直しの動きが見られ、雇用・所得環境においては改善が見られるなど、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。

このような状況のなか、当社グループは海外事業の強化、ソリューションビジネスの拡大に取り組んでまいりました。

また、事業領域の拡大のため、食品製菓機械メーカーのオサ機械株式会社の完全子会社化を実施しました。

当社の損益（個別業績）につきましては、国内市場の設備投資需要の増加と海外事業の強化の効果により、過去最高の売上高を達成するとともに、経常利益及び当期純利益は5期連続の増益となりました。

企業集団の損益（連結業績）につきましては、オサ機械株式会社の子会社化にあたって、株式取得にかかる費用を販売費及び一般管理費に計上したことから、経常利益並びに当期純利益は個別業績に対し減益となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は6,651百万円、営業利益は293百万円、経常利益は297百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は188百万円となりました。

なお、当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前連結会計年度との比較は記載しておりません。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントとして記載する事業セグメントを従来の単一セグメントから、「包装機械」と「生産機械」の2つのセグメントに変更しています。

〔包装機械事業〕

主力の給袋自動包装機を中心に売上高は5,724百万円、営業利益は370百万円となりました。

〔生産機械事業〕

大型プラント案件を中心に売上高は927百万円、営業損失は0百万円となりました。

(セグメント別売上高)

区 分	第56期 (当連結会計年度)	
	(平成29年7月期)	
	金額	構成比
包 装 機 械	百万円 5,724	% 86.1
生 産 機 械	927	13.9
合 計	6,651	100.0

## 2. 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は36百万円であります。そのうち主なものは、基幹システムの改良であります。

## 3. 資金調達の状況

当連結会計年度において、当社は、平成28年9月1日付でオサ機械株式会社の全株式を取得し、子会社化しました。この株式取得に必要な資金として、つなぎ融資として1,100百万円の短期借入を実施し、この内900百万円につきましては長期借入金の借換を実施しております。

## 4. 対処すべき課題

当社グループが属する包装機械業界及び食品機械業界におきましては、需要業界から多様かつ高度なニーズへの対応がより強く求められており、業界を取り巻く環境の変化はますます激しくなっております。また、国内外で競争が厳しくなっておりますが、今後さらに海外市場の重要性が高まってくるものと考えられます。

このような状況のもと、当社グループは『連結グループの基礎固めから成長基盤構築の時期』と位置づけた第5次中期経営計画（平成30年7月期～平成32年7月期）を策定いたしました。今後、海外事業の拡大とグループ会社間の事業連携強化を重要課題として、以下の基本戦略を推進してまいります。

『さらなる成長に向けて海外事業の拡大を目指す』

- ①包装機械と生産機械の事業連携により、国内市場で安定的な収益と成長を確保する
- ②販売体制を強化し、海外市場向け売上高比率20%以上を目指す
- ③世界の包装ニーズにワンストップで応え、ソリューションビジネスのさらなる拡大を図る

- ④メカトロハイスペック包装機シリーズの商品開発を強化する
- ⑤生産機械から包装機械まで一貫したシステムとサービスの提供で、顧客満足度を得る
- ⑥開発力強化と事業領域拡大のためのアライアンスを推進する

また、引き続き内部管理体制の充実化を図るとともに、コーポレート・ガバナンスの一層の強化に取り組み、信頼され支援される企業の実現を目指してまいります。

以上に掲げた取り組みを通じて、一層の業績の向上と企業の健全性の維持・向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも、一層のご支援ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

## 5. 財産及び損益の状況

### (1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第53期	第54期	第55期	第56期 (当連結会計年度)
	(平成26年7月期)	(平成27年7月期)	(平成28年7月期)	(平成29年7月期)
売上高 (百万円)	—	—	—	6,651
経常利益 (百万円)	—	—	—	297
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	—	—	—	188
1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	106.27
総資産 (百万円)	—	—	—	6,884
純資産 (百万円)	—	—	—	3,388
1株当たり純資産 (円)	—	—	—	1,906.61

- (注) 1. 当社では、第56期より連結計算書類を作成しておりますので、第55期以前の各数値は記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数を基に算定しております。

(2) 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第53期	第54期	第55期	第56期 (当期)
	(平成26年7月期)	(平成27年7月期)	(平成28年7月期)	(平成29年7月期)
売 上 高 (百万円)	4,850	5,411	5,044	5,799
経 常 利 益 (百万円)	234	319	332	396
当 期 純 利 益 (百万円)	160	224	232	290
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	18.03	25.26	130.63	163.43
総 資 産 (百万円)	5,290	5,107	5,824	6,337
純 資 産 (百万円)	2,968	3,133	3,282	3,494
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	334.04	352.63	1,846.67	1,966.40

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数を基に算定しております。
2. 平成28年2月1日付で普通株式5株を1株に併合しております。第55期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。
3. 第53期は、包装システムの販売実績が増加したことから、売上高は前期比7.5%の増収となりました。経常利益は前期比72.8%、当期純利益は前期比74.7%、それぞれ増益となりました。
4. 第54期は、汎用タイプの自動包装機の販売台数が大きく増加したことから、売上高は前期比11.6%の増収となりました。経常利益は前期比36.3%、当期純利益は前期比40.1%、それぞれ増益となりました。
5. 第55期は、大型包装システムの実績が減少したことから、売上高は前期比6.8%の減収となりました。販売費及び一般管理費が減少したことから、経常利益は前期比3.9%、当期純利益は前期比3.4%、それぞれ増益となりました。
6. 第56期は、包装システムの販売実績が増加したことから、売上高は前期比15.0%の増収となりました。経常利益は前期比19.2%、当期純利益は前期比25.1%、それぞれ増益となりました。

## 6. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
オサ機械株式会社	18百万円	100%	食品製菓機械の製造・販売
蘇州日技通用包装機械有限公司	50百万円	100%	包装機械の製造・販売

(注) 1. 当社は、平成28年9月1日付でオサ機械株式会社の全株式を取得し、連結子会社としております。

2. 蘇州日技通用包装機械有限公司は、重要性が増したことから、当連結会計年度より、連結子会社としております。

## 7. 主要な事業内容（平成29年7月31日現在）

当社グループの主な事業は、自動包装機械の製造及び販売と食品製菓機械の製造及び販売であります。

なお、各事業の主要品目は、次のとおりであります。

セグメント区分	事業の主要品目
包装機械	給袋自動包装機、製袋自動包装機、包装関連機器
生産機械	チョコレート製造用機械装置、製菓機械、食品機械

## 8. 主要な営業所及び工場（平成29年7月31日現在）

### (1) 当社

本 社 愛知県北名古屋市宇福寺神明65番地  
営業所・工場

名称	所在地	名称	所在地
東京営業部	東京都千代田区	本社工場	愛知県北名古屋市

### (2) 子会社

名称	所在地
オサ機械株式会社	神奈川県横浜市
蘇州日技通用包装機械有限公司	中国江蘇省常熟市

## 9. 使用人の状況（平成29年7月31日現在）

### (1) 企業集団の使用人数

使用人数	前連結会計年度末比増減
164名	－

- (注) 1. 当連結会計年度は連結初年度のため、前連結会計年度との比較は行っていません。  
2. 使用人数は、臨時雇用者（パートタイマー、嘱託及び派遣社員）を除いて算定しております。なお、当連結会計年度の平均臨時雇用者数は23名であります。

### (2) 当社の使用人数

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
139名	4名増	37.4歳	14.0年

- (注) 使用人数は、他社からの当社への出向者1名を含みますが、臨時雇用者（パートタイマー、嘱託及び派遣社員）を除いて算定しております。なお、当期の平均臨時雇用者数は19名であります。

## 10. 主要な借入先（平成29年7月31日現在）

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	471百万円
株式会社三井住友銀行	366百万円

## Ⅱ. 株式に関する事項 (平成29年7月31日現在)

1. 発行可能株式総数 5,600,000株
2. 発行済株式の総数 1,798,800株 (自己株式21,469株を含む)
3. 株主数 512名
4. 単元株式数 100株
5. 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ワ イ ・ イ ー ・ デ ー タ	270,000 <sup>株</sup>	15.19 <sup>%</sup>
ゼ ネ ラ ル パ ッ カ ー 従 業 員 持 株 会	265,800	14.95
株 式 会 社 リ そ な 銀 行	78,400	4.41
高 野 季 久 美	77,800	4.37
田 中 か ん な	77,800	4.37
ゼ ネ ラ ル パ ッ カ ー 取 引 先 持 株 会	75,300	4.23
原 紳 二 郎	68,812	3.87
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	56,000	3.15
梅 森 輝 信	53,300	2.99
原 晋 一 郎	48,788	2.74

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

### Ⅲ. 会社の役員に関する事項

#### 1. 取締役及び監査役に関する事項

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	梅 森 輝 信	
専 務 取 締 役	小 関 幸 太 郎	管理部兼資材部担当 オサ機械株式会社 代表取締役
常 務 取 締 役	鈴 木 完 繁	オサ機械株式会社 代表取締役社長
取 締 役	牧 野 研 二	開発部兼技術部兼生産部担当
取 締 役	尾 関 津 義	営業本部長兼システムソリューション部担当 蘇州日技通用包装機械有限公司 董事長
取 締 役	井 土 信 行	株式会社ワイ・イー・データ 代表取締役社長
監査役（常勤）	福 井 義 雄	
監 査 役	村 橋 泰 志	弁護士 株式会社アオキスーパー 取締役 ダイコク電機株式会社 監査役 アイサンテクノロジー株式会社 監査役
監 査 役	浅 井 一 郎	あさひ経営 代表 株式会社エスケアアイ 監査役

- (注) 1. 取締役井土信行氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役福井義雄氏、村橋泰志氏、浅井一郎氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役福井義雄氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役浅井一郎氏は、金融界及びシンクタンクでの豊富な経験・見識から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役福井義雄氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
6. 濱田兼幸氏は、平成28年10月25日開催の第55期定時株主総会の終結の時をもって、取締役を辞任により退任いたしました。

#### 2. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役井土信行氏及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は、取締役及び各監査役とも法令が規定する額としております。

### 3. 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役5名	98,850千円
監査役3名	9,450千円（うち社外監査役3名 9,450千円）

- (注) 1. 上記の報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与引当金の繰入額16,000千円及び役員退職慰労引当金の繰入額7,700千円を含んでおります。
2. 上記の取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与を含んでおりません。
3. 上記の取締役の支給人員には、無報酬である社外取締役2名（当事業年度に退任した社外取締役を含んでおります）は含んでおりません。

### 4. 社外役員に関する事項

#### (1) 重要な兼職先である法人等と当社との関係

##### ① 取締役 井土信行

株式会社ワイ・イー・データの代表取締役社長であります。株式会社ワイ・イー・データは、当社株式の15.01%を保有しており、当社とは資本業務提携関係にあります。また、同社と当社の間で商品取引等の関係があります。

##### ② 監査役 村橋泰志

株式会社アオキスーパーの社外取締役及び、ダイコク電機株式会社、アイサンテクノロジー株式会社、各社の社外監査役であります。いずれの会社も当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

##### ③ 監査役 浅井一郎

代表を務めるあさひ経営と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。また、同氏は、株式会社エスケーアイの社外監査役であります。同社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

## (2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	井 土 信 行	就任後開催の取締役会15回のうち14回に出席し、経営者としての豊富な経験・見識を生かして、幅広い見地からの発言を行っております。
社外監査役	福 井 義 雄	当期開催の取締役会19回のうち19回に出席し、また監査役会6回のうち6回に出席し、主に税理士としての専門的見地からの発言を行っております。
社外監査役	村 橋 泰 志	当期開催の取締役会19回のうち16回に出席し、また監査役会6回のうち5回に出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
社外監査役	浅 井 一 郎	当期開催の取締役会19回のうち18回に出席し、また監査役会6回のうち6回に出席し、金融機関及びシンクタンクでの豊富な経験・見識を生かして、幅広い見地からの発言を行っております。

## IV. 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### 2. 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 21百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

### 3. 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### 4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## V. 会社の体制及び方針

### 1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

#### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス体制を確保し誠実かつ透明性の高い企業活動を遂行するため、当社の「コンプライアンス憲章」を基盤として、この憲章の運用マニュアルを冊子にまとめ、取締役及び使用人に周知徹底を図る。
- ② 取締役会は、コンプライアンスの推進を徹底するために、毎年「コンプライアンス・プログラム」を策定し、運用する体制を構築する。
- ③ 監査役及び内部監査室は連携して、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、問題があると認めるときは、取締役会に対して改善策の策定を求める。
- ④ 取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- ⑤ 法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、「内部通報規程」を整備するとともに、直接情報提供を行う手段としてコンプライアンス・ホットラインを社内設置し運用する。
- ⑥ 会計基準その他関連する諸法令を遵守するとともに、「経理規程」及び関連規程等を整備し、財務報告に係る内部統制の構築と有効性向上を図る。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」を基本に、社内諸規程及び各マニュアル等に従い適切に保存及び管理を行うとともに、必要に応じて運用状況の検証及び規程等の見直しを実施する。
- ② 取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 秘密情報の保護については、「情報セキュリティ規程」を制定して適切な管理の体制及び管理方法を定めるとともに、外部からの不正アクセス防止措置を講じる。
- ④ 重要文書等については、セキュリティ管理されている保管庫内の耐火書庫に保存する。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「危機管理規程」を基本に、社内諸規程及び各マニュアル等の整備・見直しを図り、適切なリスク管理体制を整備し運用する。
- ② 経営企画室において、経営活動に潜在するリスクを識別した「企業リスク分類表」を整備し、リスクを網羅的・統括的に管理をするとともに、各組織の業務に付随するリスク

管理は当該組織が行う。

- ③ 取締役会は、リスクが顕在化し、当社に重大な影響を及ぼすと予想される場合には、損失の拡大を防止する体制を整える。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会で決定した中期経営計画及び年度計画に基づいて、目標達成のために活動し、その達成状況について毎月管理を実施する。
  - ② 「総合組織規程」にて定める業務分掌表・職務権限一覧表に基づき、職務執行を実施するとともに、必要に応じて運用状況の検証及び規程の見直しを実施する。
  - ③ 取締役会は毎月1回の定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営の意思決定の迅速化を図る。
  - ④ 取締役会以外に実務的な経営課題の協議の場として、中期経営計画推進会議及び予算実績委員会を毎月開催し、適切な情報交換及び職務執行の効率化に努める。
- (5) 当社並びに当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 「関係会社管理規程」を制定し、子会社に対する管理方針、管理組織及び報告体制について定め、当社グループの円滑な業務運営のための適正な運用を図る。
  - ② コンプライアンス体制及びリスク管理体制については、当社が定める「コンプライアンス憲章」並びに「危機管理規程」に則り、グループ一体による整備を行うとともに、子会社における損失発生危険性についての報告体制を構築する。
  - ③ 子会社の監査は、当社内部監査室が「内部監査規程」に基づき業務全般の監査を実施するとともに、内部統制が有効に運用されているかのモニタリングを行う。
  - ④ グループ中期経営計画及び年度計画を策定し、中期経営計画推進会議等により達成状況を毎月管理するとともにグループ内の情報共有に努める。また、職務分掌及び職務権限に関する規程を整備し、当社グループにおける業務執行が効率的に行われる体制を確保する。
- (6) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びにその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役は、内部監査室に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた場合はその命令に関し、取締役の指揮命令を受けないものとする。

- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備する。また、通報・報告をした取締役及び使用人に対しては、当該通報・報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、これを取締役及び使用人に周知徹底する。
  - ② 監査役が取締役会及び社内重要会議に出席し、経営上の重要情報について適時報告を受けられる体制とするとともに、重要な議事録及び重要書類については、監査役に回覧するものとする。また、監査役が必要と判断したときは、いつでも取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役は、法令・定款、並びに当社の「監査役規程」に定める監査役の職責と権限をよく理解し、同時に監査役監査の重要性を十分認識したうえで監査役監査が有効に行われるための環境整備を行う。
  - ② 代表取締役社長、各取締役、監査法人並びに内部監査室ほかとは、監査役が必要に応じて意見交換及び情報交換等の緊密な連携が図れる体制を整備する。
  - ③ 監査役は必要に応じ、内部監査室、管理部ほか、社内の各部署に対し、監査に必要な資料の閲覧・提出、質問への回答等、監査への協力を求めることができるものとし、同時に、協力を求められた部署は必ずこれに応じることとする。
  - ④ 内部監査室は、各事業年度の監査方針・監査計画について監査役と協議をするとともに、内部監査結果を監査役に報告し、監査役監査の参考に資するものとする。
  - ⑤ 監査役が、その職務を執行する上で必要な費用を請求したときは、これを速やかに支払うものとする。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制の運用状況を定期的に取り締役に報告し、必要に応じて見直しを行っております。

当事業年度においては、コンプライアンス意識の一層の向上のため、「コンプライアンス・プログラム」を策定し、社内啓発及び社員教育を実施するとともに、リスク管理を徹底するため、「企業リスク分類表」にて定期的なリスク評価とリスク対応状況の判定を実施いたしました。

また、当社並びに当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」を制定し、当社グループ会社の業務運営の適正な運用を図っております。

# 連結貸借対照表

(平成29年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>4,197,333</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>2,313,817</b>
現金及び預金	1,408,327	支払手形及び買掛金	1,080,578
受取手形及び売掛金	1,406,947	電子記録債務	92,218
電子記録債権	31,011	1年内返済予定の長期借入金	111,996
仕掛品	724,631	未払法人税等	79,500
原材料及び貯蔵品	329,082	前受金	419,357
繰延税金資産	40,802	役員賞与引当金	16,000
未収入金	204,020	製品保証引当金	20,108
その他	52,510	その他	494,057
<b>固 定 資 産</b>	<b>2,687,369</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,182,200</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>1,102,303</b>	長期借入金	746,674
建物及び構築物	435,757	繰延税金負債	323,752
土地	646,125	役員退職慰労引当金	74,500
その他	20,420	退職給付に係る負債	37,274
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>1,474,664</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>3,496,017</b>
のれん	696,422	<b>純 資 産 の 部</b>	
商標権	96,450	<b>株 主 資 本</b>	<b>3,372,355</b>
技術資産	627,681	資本金	251,577
その他	54,109	資本剰余金	282,269
<b>投資その他の資産</b>	<b>110,401</b>	利益剰余金	2,858,644
投資有価証券	63,227	自己株式	△20,134
その他	47,173	その他の包括利益累計額	16,329
<b>資 産 合 計</b>	<b>6,884,702</b>	その他有価証券評価差額金	18,115
		為替換算調整勘定	△1,786
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>3,388,684</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>6,884,702</b>

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 連結損益計算書

(平成28年8月1日から  
平成29年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		6,651,233
売 上 原 価		4,920,518
売 上 総 利 益		1,730,715
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,436,764
営 業 利 益		293,950
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	206	
受 取 配 当 金	1,778	
仕 入 割 引	2,626	
受 取 地 代 家 賃	1,317	
そ の 他	3,558	9,488
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,749	
そ の 他	210	5,960
経 常 利 益		297,479
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	3,785	3,785
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	543	
固 定 資 産 除 却 損	0	543
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		300,721
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	110,272	
法 人 税 等 調 整 額	1,565	111,837
当 期 純 利 益		188,883
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		188,883

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 連結株主資本等変動計算書

(平成28年8月1日から  
平成29年7月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成28年8月1日残高	251,577	282,269	2,756,823	△20,134	3,270,535
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△83,534		△83,534
親会社株主に帰属する 当期純利益			188,883		188,883
連結範囲の変動			△3,528		△3,528
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	101,820	-	101,820
平成29年7月31日残高	251,577	282,269	2,858,644	△20,134	3,372,355

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	
平成28年8月1日残高	11,609	-	11,609	3,282,144
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△83,534
親会社株主に帰属する 当期純利益				188,883
連結範囲の変動		△4,247	△4,247	△7,775
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	6,505	2,460	8,966	8,966
連結会計年度中の変動額合計	6,505	△1,786	4,719	106,539
平成29年7月31日残高	18,115	△1,786	16,329	3,388,684

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 貸借対照表

(平成29年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>3,133,758</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>2,014,445</b>
現金及び預金	647,495	支払手形	40,095
受取手形	394,066	電子記録債権	92,218
電子記録債権	30,449	買掛金	902,547
売掛金	996,730	1年内返済予定の長期借入金	99,996
仕掛品	463,753	未払金	88,503
原材料及び貯蔵品	323,105	未払費用	70,813
前渡金	11,990	未払法人税等	79,436
前払費用	27,282	前受金	286,101
繰延税金資産	32,462	預り金	36,650
未収入金	204,860	従業員預り金	276,419
その他の他	1,561	役員賞与引当金	16,000
<b>固 定 資 産</b>	<b>3,204,071</b>	製品保証引当金	17,944
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>727,715</b>	その他の他	7,717
建物	402,585	<b>固 定 負 債</b>	<b>828,448</b>
構築物	10,556	長期借入金	716,674
機械及び装置	2,424	役員退職慰労引当金	74,500
車両運搬具	816	退職給付引当金	37,274
工具、器具及び備品	13,207	<b>負 債 合 計</b>	<b>2,842,893</b>
土地	298,125	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>52,198</b>	株主資本	3,477,472
ソフトウェア	50,633	資本金	251,577
その他の他	1,565	資本剰余金	282,269
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,424,157</b>	資本準備金	282,269
投資有価証券	52,474	利益剰余金	2,963,761
関係会社株式	2,275,948	利益準備金	11,000
出資金	10	その他利益剰余金	2,952,761
関係会社出資金	50,000	別途積立金	2,000,000
繰延税金資産	28,821	繰越利益剰余金	952,761
その他の他	16,902	<b>自 己 株 式</b>	<b>△20,134</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>6,337,829</b>	評価・換算差額等	17,463
		その他有価証券評価差額金	17,463
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>3,494,936</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>6,337,829</b>

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

# 損益計算書

(平成28年8月1日から  
平成29年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		5,799,239
売 上 原 価		4,270,775
売 上 総 利 益		1,528,464
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,134,570
営 業 利 益		393,894
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	54	
受 取 配 当 金	1,563	
仕 入 割 引	2,626	
そ の 他	3,627	7,871
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,425	
そ の 他	193	5,619
経 常 利 益		396,146
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	0
税 引 前 当 期 純 利 益		396,146
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	96,674	
法 人 税 等 調 整 額	9,000	105,674
当 期 純 利 益		290,471

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 株主資本等変動計算書

(平成28年8月1日から  
平成29年7月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	
				別途積立金	繰越利益剰余金
平成28年8月1日残高	251,577	282,269	11,000	2,000,000	745,823
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△83,534
当期純利益					290,471
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	206,937
平成29年7月31日残高	251,577	282,269	11,000	2,000,000	952,761

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
平成28年8月1日残高	△20,134	3,270,535	11,609	3,282,144
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△83,534		△83,534
当期純利益		290,471		290,471
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			5,854	5,854
事業年度中の変動額合計	-	206,937	5,854	212,791
平成29年7月31日残高	△20,134	3,477,472	17,463	3,494,936

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

平成29年9月8日

ゼネラルパッカー株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 高橋 正伸 ㊟  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 山田 知輝 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ゼネラルパッカー株式会社の平成28年8月1日から平成29年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゼネラルパッカー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年9月8日

ゼネラルパッカー株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 高橋正伸 ㊟  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 山田知輝 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ゼネラルパッカー株式会社の平成28年8月1日から平成29年7月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

## 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年8月1日から平成29年7月31日までの第56期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査役監査計画に基づき監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。各監査役は、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な会議の議事録及び決裁書類等を閲覧し、主要な部門において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年9月15日

ゼネラルパッカー株式会社 監査役会

常勤社外監査役	福井義雄	㊞
社外監査役	村橋泰志	㊞
社外監査役	浅井一郎	㊞

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、安定的な配当の継続を基本に業績及び財務体質の強化などを総合的に勘案しながら成果の配分を実施いたしたいと存じます。

当期の期末配当金につきましては、次のとおりとさせていただきますと存じます。

#### 期末配当に関する事項

##### (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金20円 総額 35,546,620円

なお、中間配当金として20円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株あたり40円となります。

##### (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年10月26日

#### 第2号議案 定款一部変更の件

##### 1. 提案の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。

つきましては、当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

(2) 取締役が期待される役割を十分に発揮出来るようにすることを目的として、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨の規定を新設するものであります(変更案第29条第1項)。また、会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第29条を変更案第29条第2項のとおり

変更するものであります。なお、変更案第29条第1項の新設及び第2項の変更にしましては、各監査役の同意を得ております。

(3) 資本政策及び配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を定款第38条として新設するものであります。

その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

(下線は変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 〈 (条文省略)	第1条 〈 (現行どおり)
第3条  (機関)	第3条  (機関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u>	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u>
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式

現 行 定 款	変 更 案
<p>第6条 (条文省略)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p><u>第7条</u> 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により<u>自己の株式を取得することができる。</u></p> <p><u>第8条</u>            (条文省略)</p> <p><u>第11条</u></p> <p>第3章 株主総会</p> <p><u>第12条</u>            (条文省略)</p> <p><u>第18条</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p><u>第19条</u> 当社の取締役は、<u>10名以内とする。</u> (新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第20条</u> 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p>	<p>第6条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p><u>第7条</u>            (現行どおり)</p> <p><u>第10条</u></p> <p>第3章 株主総会</p> <p><u>第11条</u>            (現行どおり)</p> <p><u>第17条</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p><u>第18条</u> 当社の取締役は、<u>12名以内とする。</u>  <u>2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は6名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第19条</u> 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(任期)</p> <p>第20条 取締役 (監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長、<u>取締役副社長</u>各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>第26条 取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。議事録には、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>第25条 取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。議事録には、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(<u>社外取締役の責任限定契約</u>) 第29条 (新設)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p><u>第5章 監査役および監査役会</u></p> <p>(員数) 第30条 <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) 第31条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(<u>重要な業務執行の決定の委任</u>) 第28条 <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(<u>取締役の責任免除</u>) 第29条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期)</p> <p><u>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(補欠監査役)</p> <p><u>第33条 会社法第329条第2項に基づく補欠監査役の選任に係る決議の効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p><u>2. 補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p><u>第34条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p><u>第36条 監査役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。議事録には、出席した監査役が記名押印または電子署名を行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>(社外監査役の実任契約)</u></p> <p><u>第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p><u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	第5章 <u>監査等委員会</u>
(新設)	<p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)</p> <p><u>第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
(新設)	<p>(<u>常勤の監査等委員</u>)</p> <p><u>第31条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
(新設)	<p>(<u>監査等委員会規程</u>)</p> <p><u>第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第 <u>40</u> 条 \ (条文省略)	第 <u>33</u> 条 \ (現行どおり)
第 <u>41</u> 条  (報酬等)	第 <u>34</u> 条  (報酬等)
第 <u>42</u> 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査役会</u> の同意を得て定める。	第 <u>35</u> 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査等委員会</u> の同意を得て定める。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第<u>43</u>条 (条文省略)</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第<u>44</u>条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第<u>45</u>条 当社の期末配当の基準日は、毎年7月31日とする。</p> <p>(新設)</p> <p>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第<u>46</u>条 当社は、毎年1月31日を基準日として、<u>取締役会の決議によって中間配当を行うことができる。</u></p> <p>第<u>47</u>条 (条文省略)</p>	<p>第<u>36</u>条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第<u>37</u>条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第<u>38</u>条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第<u>39</u>条 当社の期末配当の基準日は、毎年7月31日とする。</p> <p><u>2. 当社の中間配当の基準日は毎年1月31日とする。</u></p> <p>3. <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>第<u>40</u>条 (現行どおり)</p>

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は、監査等委員会設置会社となり、取締役全員は、定款変更の効力発生時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）5名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	うめ もり てる のぶ 梅 森 輝 信 (昭和26年5月18日)	昭和50年5月 当社入社 平成11年3月 当社技術部部长 平成12年8月 当社営業部営業統括部長 平成15年10月 当社取締役営業部長 平成16年9月 当社取締役営業本部長兼システム営業部長 平成17年10月 当社代表取締役社長兼営業本部長 平成20年10月 当社代表取締役社長（現任）	53,300株
2	まきの けんじ 牧 野 研 二 (昭和36年5月11日)	昭和60年3月 当社入社 平成19年3月 当社開発部長 平成23年10月 当社取締役開発部長 平成24年10月 当社取締役開発部長兼技術部担当 平成28年9月 当社取締役開発部長兼技術部兼生産部担当（現任）	12,700株
3	おげき こうたろう 小 関 幸 太 郎 (昭和31年4月23日)	昭和54年4月 (株)協和銀行（現：(株)りそな銀行）入行 平成16年4月 (株)りそな銀行名古屋支店営業第二部長 平成17年7月 同行より当社に出向 平成17年8月 当社営業本部営業管理部長 平成19年10月 当社取締役管理部長 平成23年10月 当社常務取締役管理部長 平成24年10月 当社常務取締役管理部兼資材部担当 平成27年10月 当社専務取締役管理部兼資材部担当（現任） (重要な兼職の状況) オサ機械株式会社代表取締役	13,100株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	すず き かん しげ 鈴木 完 繁 (昭和30年12月26日)	昭和49年3月 当社入社 平成6年3月 当社東京営業所長 平成16年9月 当社営業本部東京営業部長 平成17年10月 当社営業本部副本部長兼東京営業部長 平成18年10月 当社取締役営業本部副本部長兼東京営業部長 平成20年10月 当社取締役営業本部長兼東京営業部長 平成23年10月 当社取締役営業本部長 平成27年10月 当社常務取締役生産部担当 平成28年9月 当社常務取締役（現任） (重要な兼職の状況) オサ機械株式会社代表取締役社長	25,100株
5	お げき つ よし 尾 関 津 義 (昭和31年5月12日)	昭和50年3月 当社入社 平成16年3月 当社本社営業部長 平成22年8月 当社執行役員本社営業部長 平成23年10月 当社執行役員営業副本部長 兼本社営業部長 平成26年8月 当社執行役員営業副本部長 兼システムソリューション部長 平成26年10月 当社取締役営業副本部長 兼システムソリューション部長 平成27年10月 当社取締役営業本部長 兼システムソリューション部担当（現任） (重要な兼職の状況) 蘇州日技通用包装机械有限公司 董事長	20,300株

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は、監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	ふく い よし お 福井 義雄 (昭和22年12月23日)	昭和45年4月 東京国税局入局 平成8年7月 名古屋国税局 調査部 統括官 平成13年7月 下田税務署長 平成15年7月 名古屋国税不服審判所 国税審判官 平成17年7月 大垣税務署長 平成18年9月 税理士登録 平成26年10月 当社監査役 (現任)	900株
2	むら はし ひろ し 村橋 泰志 (昭和15年4月7日)	昭和44年4月 名古屋弁護士会 (現愛知県弁護士会) 登録 平成14年6月 ダイコク電機(株)監査役 (現任) 平成14年10月 当社監査役 (現任) 平成16年6月 アイサンテクノロジー(株)監査役 (現任) 平成27年5月 (株)アオキスーパー取締役 (現任)	6,200株
3	あさ い いち ろう 浅井 一郎 (昭和21年8月2日)	昭和44年4月 (株)協和銀行 (現：(株)りそな銀行) 入行 平成4年12月 (株)あさひ銀総合研究所 (現：りそな総合研究所(株)) 名古屋支店長 平成15年9月 りそな総合研究所(株)コンサルティング本部 取締役副本部長 平成17年6月 同社取締役常務執行役員 平成19年7月 あさひ経営代表 (現任) 平成20年12月 (株)エスケーアイ監査役 (現任) 平成21年10月 当社監査役 (現任)	3,500株
4	い ど のぶ ゆき 井土 信行 (昭和37年1月10日)	昭和59年3月 (株)安川電機製作所 (現：(株)安川電機) 入社 平成25年3月 同社マーケティング本部推進部長 平成27年3月 (株)ワイ・イー・データ ミラモーション事業 部長 平成28年3月 同社 代表取締役社長兼ミラモーション事業 部長 (現任) 平成28年10月 当社取締役 (現任)	0株

(注) 1. 監査等委員である取締役の候補者 井土信行氏は、株式会社ワイ・イー・データの代表取締役社長を務められており、当社は、同社と商品取引等の関係があります。

2. その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 各候補者は、いずれも社外取締役候補者であります。
4. 当社は、福井義雄氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員（社外監査役）として指定し、両取引所に届け出ております。本議案をご承認いただいた場合には、改めて福井義雄氏を独立役員（社外取締役）とする予定であります。
5. 社外取締役候補者に関する事項は次のとおりであります。
  - (1) 監査等委員である社外取締役候補者とした理由について
    - ①福井義雄氏につきましては、税理士としての専門的な見識に基づき客観的な立場から、当社の監査体制、コーポレート・ガバナンスの一層の強化に活かしていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としてしました。また、同氏は、直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。  
なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
    - ②村橋泰志氏につきましては、弁護士として長年にわたり培った企業法務及びコンプライアンスに関する専門的な見識・経験を当社の監査体制、コーポレート・ガバナンスの一層の強化に活かしていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としてしました。  
なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって15年となります。
    - ③浅井一郎氏につきましては、金融界及びシンクタンクでの豊富な経験・見識を活かして、幅広い見地から経営全般の監視と有効な助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与できるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としてしました。  
なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
    - ④井土信行氏につきましては、当社株式を15.01%保有する株式会社ワイ・イー・データの代表取締役社長を務められており、経営者として豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与できるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としてしました。  
なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
  - (2) 候補者との責任限定契約について  
当社は社外取締役ならびに社外監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任額を限定する契約を締結できる旨定款に規定しており、当該契約に基づく賠償責任額は、法令の定める最低限度額を限度としています。当社と各候補者とは、上記責任限定契約を現在締結しており、第2号議案が承認可決され、各候補者が選任された場合、当社は各氏との間で同様の契約を締結する予定であります。

### 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成8年9月30日開催の第35期定時株主総会において年額150百万円以内と決議いただき、今日に至っております。第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の賞与を含めた報酬等の額を年額150百万円以内とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきお諮りするものです。

なお、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は6名であります。第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の員数は5名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

### 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の賞与を含めた報酬等の額を年額50百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきお諮りするものです。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は、4名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

## 第7号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う取締役及び監査役に対する退職慰労金打ち切り支給の件

当社は、役員報酬制度改定の一環として、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止いたします。これに伴い、本総会後も引き続き在任する取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）5名及び監査等委員である取締役3名に対し、本総会終結日までの在任期間に対応する退職慰労金を打ち切り支給することにつき、ご承認をお願いするものであります。

ついては、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を打ち切り支給したいと存じます。

なお、打ち切り支給の対象となる取締役及び監査役に対する退職慰労金の支給時期につきましては、各取締役及び各監査等委員である取締役の退任時といたしますが、その具体的支給金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議にそれぞれご一任いただきたいと存じます。

役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給の対象となる取締役及び監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
うめ もり てる のぶ 梅 森 輝 信	平成15年10月 当社取締役 平成17年10月 当社代表取締役社長（現任）
お げき こう たろう 小 関 幸太郎	平成19年10月 当社取締役 平成23年10月 当社常務取締役 平成27年10月 当社専務取締役（現任）
すず き かん しげ 鈴 木 完 繁	平成18年10月 当社取締役 平成27年10月 当社常務取締役（現任）
まき の けん じ 牧 野 研 二	平成23年10月 当社取締役（現任）
お げき つ よし 尾 関 津 義	平成26年10月 当社取締役（現任）
ふく い よし お 福 井 義 雄	平成26年10月 当社監査役（現任）
むら はし ひろ し 村 橋 泰 志	平成14年10月 当社監査役（現任）
あさ い いち ろう 浅 井 一 郎	平成21年10月 当社監査役（現任）

## 第8号議案 役員賞与支給の件

当期の業績等を勘案して当期末時点の社外取締役1名を除く取締役5名及び監査役3名に対し、当期の労に報いるため役員賞与総額16,000千円（取締役分15,000千円、監査役分1,000千円）を支給することといたしたいと存じます。

なお、第57期以降は、役員賞与については本総会の第5号議案及び第6号議案でご提案の報酬枠の範囲内で支給します。したがって今後は、役員賞与支給議案を株主総会に上程することを割愛したいと存じます。

## 第9号議案 取締役（社外取締役、非業務執行取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

### 1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の取締役（社外取締役を除きます。）の報酬は、「基本報酬」、「賞与」及び「退職慰労金」により構成されていましたが、本議案は、役員退職慰労金制度の廃止に伴い、新たに取締役（社外取締役、非業務執行取締役及び監査等委員である取締役を除きます。以下も同様です。）に対する株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することについてご承認をお願いするものです。なお、その詳細につきましては、下記2.の枠内で取締役会にご一任頂きたいと存じます。

本制度は、当社の業績及び株式価値と取締役の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、導入は相当であると考えております。

本制度における取締役の報酬の額及び内容につきましては、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件」が承認可決された場合における報酬枠（年額150百万円以内。使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とは別枠で、新たな株式報酬を、平成30年7月末で終了する事業年度から平成35年7月末で終了する事業年度までの6年間（以下「対象期間」といいます。）の内に在任する当社の取締役に対して支給する旨のご承認をお願いするものです。

なお、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本株主総会終結の時点において、本制度の対象となる取締役の員数は4名となります。

※本議案が原案どおり承認可決された場合、同様の株式報酬制度を執行役員に対しても導入する予定です。

## 2. 本制度における報酬等の額・内容等

### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役役に対して交付されるという、株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。その他、本制度の骨子につきましては、平成29年9月8日付「役員退職慰労金制度の廃止及び当社取締役等に対する株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照下さい。

### (2) 当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約6年間とし、当社は、本制度により当社株式を取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金として、当該信託期間中に、金66百万円を上限とする金銭を対象期間の内に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式処分を引き受ける方法により又は取引所市場（立会外取引を含みます。）を通じて取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、（執行役員に対しても同様の株式報酬制度を導入した場合には）執行役員に対して交付するための当社株式の取得資金、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、信託期間の満了時において、当社の取締役会の決定により、信託期間を6年以内の期間を定めて都度延長（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより実質的に信託契約を延長することを含みます。）し本制度を継続することがあります。この場合、当社は、本制度により取締役役に交付するのに必要な当社株式の追加取得資金として、延長した信託期間中に、その延長する信託期間の年数に金11百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出します。また、この場合には、かかる本制度の継続・信託期間の延長に応じて対象期間を延長し、延長された信託期間内に下記（3）①のポイント付与及び下記（4）の当社株式の交付を継続します。

但し、上記のようにポイント付与を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

### (3) 取締役に交付される当社株式数の算定方法と上限

#### ① 取締役に対するポイントの付与方法及びその上限

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の当社が定める所定の日に、役位に応じたポイントを付与します。

但し、当社が取締役に付与するポイントの総数は、1事業年度当たり5,500ポイントを上限とします。

#### ② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記(3)①で付与を受けたポイントの数に応じて、下記(4)の手に従い、当社株式の交付を受けます。

取締役に交付すべき当社株式の数は、付与されたポイント数に1.0(但し、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。)を乗じた数とします。

### (4) 取締役に対する当社株式の交付

各取締役に対する上記(3)②の当社株式の交付は、各取締役がその退任時に所定の受益者確定手続を行うことにより、本信託から行われます。但し、このうち一定の割合の当社株式については、本信託内で売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

以上

## [株主総会会場のご案内]

- 会 場：愛知県北名古屋市宇福寺神明105番地  
当本社南館3階会議室
- 交 通：・名鉄西春駅より車（タクシー）で約10分  
（なお、当日会場までの交通機関として、名鉄西春駅西口に  
午前9時30分発の専用マイクロバスを用意しております。）  
・名神高速道路一宮インターより車で約5分

### [会場付近略図]

